政　令

水先法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十二号

水先法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条第三項、第三十三条及び第七十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五万トン」を「六万トン」に改め、同条第二項中「二万トン」を「三万トン」に改める。

別表第一尾鷲水先区の項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○農林水産省令第五十一号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十日

農林水産大臣　江藤　拓

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
第一条～第十七条　（略）	**第一条～第十七条**　（略）
（令和二年における新型コロナウイルス感染症の発生に伴う積立金の納付期限の特例）	（新設）
第十八条　第十一条第一項第二号イの規定による令和二年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「の交付前年度」とあるのは「の令和二年度」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の七月三十一日」とあるのは「令和二年八月三十一日」とする。	
附　則	
この省令は、公布の日から施行する。	